3　金融商品取引業となる行為に、その行う有価証券の売買等に関して、顧客から有価証券とみなされる一定の権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に限り、電子記録移転権利を除く。）の預託を受けることを追加することとした。（金融商品取引法施行令第一条の二関係）

4　暗号資産を金銭とみなして適用することとする金融商品取引法の規定を定めることとした。（金融商品取引法施行令第一条の二三関係）

5　特定有価証券の範囲に、電子記録移転権利のうち一定の権利を追加することとした。（金融商品取引法施行令第二条の一三関係）

6　所有者数が一定数以上となった場合に有価証券報告書の提出を要することとなる有価証券に電子記録移転権利のうち一定の権利を追加するとともに、有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等に係る規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第三条の六及び第四条の二関係）

7　不招請勧誘が禁止される契約に暗号資産関連店頭デリバティブ取引を追加する等の規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第一六条の四関係）

8　顧客資産から除かれる取引に電子記録移転権利等の売買その他の取引を追加する等、投資者保護基金に係る規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第一八条の六～第一八条の七の二関係）

三　金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正関係

金銭相当物及び保証金相当物の範囲に暗号資産を追加する等、所要の規定の整備を行うこととした。（金融商品の販売等に関する法律施行令第六条及び第八条関係）

四　保険業法施行令の一部改正関係

条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等に係る規定を追加する等、所要の規定の整備を行うこととした。（保険業法施行令第二一条関係）

五　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係

暗号資産の交換等であって、当該暗号資産の交換等に係る暗号資産の価額が一〇万円を超えるものを暗号資産交換業者の特定取引とする等、所要の規定の整備を行うこととした。（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第六条及び第七条関係）

六　その他関係政令の一部改正関係

公認会計士法施行令、銃砲刀剣類所持等取締法施行令、特定商取引に関する法律施行令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令及び金融庁組織令について、所要の規定の整備を行うこととした。

七　この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行することとした。

法律

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十六号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「家畜伝染病」を「家畜の伝染性疾病」に、「第六十二条の六」を「第六十二条の五」に、「第六十九条」を「第七十二条」に改める。

第二条第一項の表六の項中「水胞性口炎」を「水疱性口内炎」に改め、同表十の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同表十一の項中「結核病」を「結核」に改め、同表十三の項中「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に改め、同表十四の項中「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に改め、同表二十二の項中「豚水胞病」を「豚水疱病」に改め、同表二十六の項中「ニューカッスル病」を「ニューカッスル病」に改め、同表二十七の項中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（家畜の所有者の責務）

第二条の二　家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて第一義的責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の三　国は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の適切な実施を確保するために必要な助言その他の措置並びに輸出入検疫の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　都道府県は、その区域内における家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向その他の地域の実情に応じ、国及び市町村と連携を図りながら、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

3　市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

4　国及び地方公共団体は、協議会の開催等により、家畜の伝染性疾病に関する正しい知識の普及のための広報活動その他の家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について相互に連携するとともに、地域における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に寄与するものである家畜の所有者又はその組織する団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を助長するため、これらの者に対し、必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。